

監査結果に係る措置通知書

建設局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(2) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が100万円を超える委託契約については、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、南蒲生浄化センターにおいては、予定価格が100万円を超える南蒲生浄化センター汚泥焼却施設昇降機設備保守点検業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>随意契約における事務ミスの再発防止を目的として、建設局で新たに作成した「随意契約チェックシート」を用いて、契約の起案及び決裁時には、それが随意契約に該当するかの確認を徹底することとし、その旨を局内各課に通知した。</p> <p>併せて、南蒲生浄化センターにおいては、再発防止に向けて、「随意契約チェックシート」を用いた所内研修を実施した。</p> <p>局内通知日 令和5年8月28日</p> <p>所内研修実施日 令和5年8月30日</p>	